

敦賀市自動販売機設置事業者選定入札要領

(令和6年度 一般競争入札)

敦賀市 総務部 契約管理課

目次

入札スケジュール 提出書類 一覧	1
1 趣旨	2
2 賃貸借物件一覧	2
3 参加資格要件	2
4 契約に当たっての主な条件	2
5 入札スケジュール	4
6 要領等の配布期間等	4
7 質問の受付及び回答	4
8 参加申込書等の提出	4
9 資本的関係又は人的関係のある者の入札参加の制限	5
10 入札執行の日時及び場所	5
11 入札の方法	5
12 無効な入札	6
13 入札回数	6
14 落札者の決定	7
15 入札の変更等	7
16 契約の締結	7
17 入札保証金及び契約保証金	7
18 入札に関する担当部署	7
19 施設見学の連絡先	7
参加申込書	8
入札書	9
委任状	10
質問書	11
敦賀市税納付状況調査同意書	12
参加申込書（記載例）	13
入札書（記載例・代理人なしの場合）	14
入札書（記載例・代理人ありの場合）	15
委任状（記載例）	16
敦賀市税納付状況調査同意書（記載例）	17
入札書の封筒記載例	18
市有財産賃貸借契約書（案）	19

入札スケジュール 提出書類 一覧

【参加申込書の提出】

受付期間：令和7年3月17日（月）から3月19日（水）午後1時まで（必着）。

入札に参加を希望する者は、受付期間内に次の書類を敦賀市総務部契約管理課まで持参又は郵送すること。

提出書類		備考
共通書類	参加申込書 (様式第1号)	入札参加資格登録者名簿に委任先（支店や事業所等）で登録されている者は、委任先の代表者から申込書を提出すること。
	設置を予定している自動販売機の仕様が分かる書類 (カタログ等)	カタログの写しを提出する場合は、写真・図・文字等が鮮明なものを提出すること。 同じ機種自動販売機を複数の入札物件で設置を希望する場合は、2台目以降のカタログの写しの提出を省略することができる。このときは、機種の分かる部分に、希望する物件番号を付箋等で分かるようにして提出すること。

敦賀市物品等入札参加資格のない者（令和6年度敦賀市物品等競争入札参加資格者名簿に登録された者又は令和7・8年度敦賀市物品等競争入札参加資格審査の申請をした者以外の者）は、共通書類の参加申込書（様式第1号）及びカタログ等と一緒に、次の書類を併せて提出すること。

登記簿謄本（令和6年10月1日以降に発行された最新のもの ※写し可）
敦賀市税納付状況調査同意書（様式第5号）

【入札・開札】 日時 令和7年3月21日（金） 午後1時30分から順次
入札会場 敦賀市役所 3階 301会議室（中央エレベータ前）
入札参加申込書を提出した者は、次の書類を持参して入札に参加すること。

提出書類	備考
入札書 (様式第2号)	1物件につき1枚作成し、物件ごとに1封筒に入れること。 また、物件番号を封筒の表に記載すること。 開札執行中の物件番号と封筒の表の物件番号と入札書の物件番号がすべて一致しない場合は、その入札書は無効とする。
委任状 (様式第3号)	代理人が入札する場合は、作成すること。（代理人が1名の場合は、複数の物件に参加をする場合でも1枚でよいが、代理人が複数の場合は、代理人ごとに作成をすること。）

敦賀市自動販売機設置事業者選定入札要領

1 趣旨

この入札要領は、敦賀市の公共施設に自動販売機を設置する事業者を選定するための一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 賃貸借物件一覧

次の公共施設に自動販売機を一般競争入札により設置する。

物件番号	設置施設	設置場所	賃貸借面積	取扱希望商品	予定賃貸借料率
1	東郷公民館	1階玄関ホール (体育館前)	2.00㎡	お茶、ジュース、コーヒー等の清涼飲料水	非公開
2	中郷公民館	正面玄関横(屋外)	2.00㎡		
3	愛発公民館	体育館玄関内	1.90㎡		
4	栗野公民館	1階ロビー (展示コーナー)	2.00㎡		

※ すべて1台設置とする。

※ 賃貸借面積は、自動販売機本体の隣に回収箱(幅0.40m)を2個設置した場合を想定したものである。

3 参加資格要件

入札の参加者となることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (3) 福井県又は敦賀市において指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 法人及びその役員が、敦賀市暴力団排除条例(平成23年敦賀市条例第14号)に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 市税を滞納している者でないこと。

4 契約に当たっての主な条件

(1) 契約の内容

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、敦賀市が設置事業者に対し行政財産の一部を貸付ける方法により行う。

(2) 賃貸借期間

- ア 令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）までの3年間とし、契約更新は行わない。
- イ 自動販売機、必要機器及び回収箱等の設置は、令和7年4月15日（火）までに行うこと。
- (3) 賃貸借料
賃貸借料は、自動販売機の売上金額（税込・軽減税率8%）に落札した賃貸借料率の割合を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税額（10%）を加算した額とする。
- (4) 売上報告書の提出等
設置事業者は、毎月の売上状況を四半期ごとに取りまとめ、各期最終月の翌月15日までに報告書を敦賀市に提出することとし、敦賀市が発行する納入通知書により、四半期ごとの賃貸借料を敦賀市が指定する期日までに支払うものとする。
- (5) 自動販売機の仕様
別紙 自動販売機仕様書のとおり
- (6) 費用負担区分
ア 自動販売機の設置等費用
自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は、全て設置事業者の負担とする。
イ 電気料
設置事業者は、電力使用量計測用の子メーターを自らの負担で設置し、賃貸借料とは別に、敦賀市が算定した電気料について敦賀市が指定する期日までに納入すること。
- (7) 維持管理
ア 商品の補充、賞味期限の確認、金銭の管理等の自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。
イ 販売品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収箱を必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収を行ったうえ、周辺の清掃をすること。
ウ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
エ 関係法令及び敦賀市条例等を遵守するとともに、敦賀市等関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続等を行うこと。
オ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後においても定期的に安全面に問題がないか確認すること。
カ 自動販売機の設置に伴う事故については、設置事業者がその費用と責任において解決すること。
キ 故障等の問合せに対応するため、自動販売機本体に設置事業者の連絡先を明記すること。
ク 自動販売機に係る盗難等により商品及び設置機器が汚損し、又は損傷したときは、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 使用上の制限

- ア 賃貸借物件を自動販売機の設置以外の目的に使用しないこと。
- イ 賃貸借物件の賃借権の譲渡、賃貸借物件の転貸をしないこと。

(9) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、敦賀市が指定する期日までに設置事業者の費用負担により原状回復すること。

(10) 賃貸借契約の取消

賃貸借期間内であっても、その設置場所を敦賀市において使用する必要が生じたとき、又は設置条件に違反する行為が認められるときは、賃貸借契約を取消すことがある。

5 入札スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 入札要領の公開 | 令和7年3月10日(月) |
| (2) 質問の受付 | 令和7年3月10日(月)～3月12日(火) |
| (3) 質問の回答 | 令和7年3月14日(金)まで(随時公開) |
| (4) 参加申込書等の提出 | 令和7年3月17日(月)～令和7年3月19日(水) |
| (5) 入札・開札 | 令和7年3月21日(金) |

6 要領等の配布期間等

- | | |
|----------|---|
| (1) 配布期間 | 令和7年3月10日(月)から令和7年3月19日(水)まで |
| (2) 配布方法 | 敦賀市ホームページ (https://www.city.tsuruga.lg.jp/) からダウンロードすること。 |

7 質問の受付及び回答

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出様式 | 質問書(様式第4号) |
| (2) 受付期間 | 令和7年3月10日(月)から令和7年3月12日(水)まで |
| (3) 提出先 | 総務部契約管理課 |
| (4) 提出方法 | 電子メール(「18 入札に関する担当部署」のメールアドレスに同じ。)タイトルは「自動販売機入札質問(事業者名)」とすること。 |
| (5) 回答 | 令和7年3月14日(金)までに敦賀市ホームページで随時公開する。質問者に対しては、質問書を提出したメールアドレスに回答を送付する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書を補足する。 |

8 参加申込書等の提出

- (1) 入札に参加を希望する者は、次の書類を各1部提出すること。

【共通書類】

- ア 参加申込書(様式第1号)
- イ 設置を予定している自動販売機の仕様が分かる書類(カタログ、写し可)

※ 写しを提出する場合は、写真・図・文字等が鮮明なものを提出すること。

【令和6年度敦賀市物品等競争入札参加資格者名簿に登録された者又は令和7・8年度敦賀市物品等競争入札参加資格審査の申請をした者以外の者】

共通書類のア及びイの書類と一緒に、次の書類を併せて提出すること。

ウ 登記簿謄本（令和6年10月1日以降発行の最新のもの、写し可）

エ 滞納のない証明書（令和7年1月6日以降に敦賀市が発行したもの、写し可）
又は敦賀市税納付状況調査同意書（様式第5号）

(2) 受付期間 令和7年3月17日（月）から令和7年3月19日（水）の午後1時まで（必着）

(3) 提出先 総務部契約管理課（「18 入札に関する担当部署」の住所に同じ。）

(4) 提出方法 持参又は郵送

9 資本的関係又は人的関係のある者の入札参加の制限

入札に参加を希望する者のうち、資本的関係又は人的関係のある者同士は、いずれか1者しか同じ物件番号の入札に参加することができない。

10 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年3月21日（金）午後1時30分から順次

物件番号	設置施設	設置場所	入札開始時間
1	東郷公民館	1階玄関ホール（体育館前）（2台）	午後1時30分
2	中郷公民館	1階ホール前ロビー	午後1時40分
3	愛発公民館	体育館玄関内	午後1時50分
4	栗野公民館	1階ロビー（展示コーナー）	午後2時00分

(2) 入札会場 敦賀市役所 3階 301会議室（中央エレベーター前）

(3) 集合 参加を希望する物件番号の入札開始時間までに入札会場に入室すること。入札会場には、参加申込者本人又はその代理人以外の者で1名しか入室ができない。

(4) その他 入札の開始時間に遅れた場合は、原則その入札について辞退したものとみなす。ただし、直前の入札の終了時間が次の入札開始時間を超えたときは、この限りではない。

11 入札の方法

(1) 入札書 指定の入札書（様式第2号）にて行う。

必要事項を記載、押印し、【敦賀市自動販売機設置事業者選定入札 物件番号（1～4）番 入札書在中】と記載した封筒に入れ、封をした後に該当部分3か所に割印をして提出すること。

入札書は1物件につき1枚作成し、物件ごとに1封筒に入れること。

また、物件番号を封筒の表に記載すること。

入札者は、いかなる理由があっても、提出後の入札書の手換え、引換え、取消し又は撤回をすることができない。

- (2) 委任状 代理人により入札をする場合は、代理人は、入札書を提出する前に委任状（様式第3号）を提出すること。同じ代理人が複数の入札に参加する場合は、初回の入札書を提出する前に委任状を提出すること。
- (3) 入札書に記載する賃貸借料率
賃貸借料率は、売上見込額（消費税及び地方消費税を含んだ額 ※8%）に対する希望賃貸借料（消費税及び地方消費税を含まない額 ※10%）の割合（パーセント、小数点第1位まで）とする。
- (4) その他 入札用封筒、入札書に押印した印鑑（代理人が入札する場合は、委任状に押印した代理人の印鑑）を持参すること。

12 無効な入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。落札決定後又は契約締結後にその事実が判明した場合も同様とする。

- (1) 入札参加申込書の提出のない者の行った入札
- (2) 委任状に記載のある代理人以外の代理人が行った入札
- (3) 申込人又は委任状を提出した代理人の押印のない入札
- (4) 入札書に記載の物件番号又は賃貸借料率を訂正した入札
- (5) 執行中の物件番号と異なる物件番号の入札又は誤字、脱字等により判読できず入札者の意思表示が不明確である入札
- (6) 入札の際、談合その他不正の行為をした者の入札
- (7) ファックス、電子メール等により原本以外の入札書を提出した入札
- (8) 摩擦熱や消しゴム等により容易に消すことができる筆記具を使用して記載された入札
- (9) 同一物件に対して提出した資金的関係又は人的関係のある者の入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか敦賀市財務規則（昭和55年敦賀市規則第4号。以下「規則」という。）第117条各号のいずれかに該当する入札

13 入札回数

入札回数は、物件番号ごとに2回までとする。

提出されたすべての入札書の予定賃貸借料率が、敦賀市が設定する最低賃貸借料率を下回った場合、再度入札を行う。これは、1回目の開札後、直ちに行うものとする。また、2回目の入札は、辞退することができる。

1回目の入札で「12 無効な入札」の各事項に抵触した入札を行った者は、2回目の入札に参加することはできない。

14 落札者の決定

- (1) 敦賀市が設定する最低貸借料率以上で、最高の割合の貸借料率を入札した者を落札者に決定する。
- (2) 落札者となるべき同率の貸借料率の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。くじ引きとなった者は、くじ引きを辞退することはできない。

15 入札の変更等

入札者が、不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者の入札の不参加又は入札の執行を延期若しくは中止することができる。

16 契約の締結

- (1) 落札者となった者は、落札の通知を受けた日から5日以内に、別途指示するところにより契約を締結しなければならない。契約書の内容は、「市有財産貸借契約書（案）（本要領18～22ページ）」のとおり。
- (2) 落札者となった者が、正当な理由なくして指定する期日までに契約の締結に応じない場合は、落札者の決定を取り消す。

17 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除とする。

18 入札に関する担当部署

敦賀市総務部契約管理課（担当：大和田）

住所 〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 契約管理課

電話番号 0770-22-8105（直通番号）

メール keiyaku@ton21.ne.jp（すべて半角文字）

19 施設見学の連絡先

貸借物件の施設の見学を希望する場合は、以下の施設を所管する担当部署に事前に連絡して行うことができる。施設見学の際、担当部署の職員は、入札に係る質問には回答しません。

教育委員会 生涯学習センター

敦賀市東洋町1番1号

電話番号 0770-25-8318（生涯学習センター）

様式第1号

参加申込書

令和7年3月 日

敦賀市長

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

⑩

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札に参加したいので、入札要領及び仕様書等を遵守のうえ入札参加を申し込みます。

申込物件は、以下のとおりです。

申込物件（入札を希望するすべての物件の「申込」欄に○を記載してください。）

物件番号	設置施設	設置場所	開札時間	申込
1	東郷公民館	1階玄関ホール（体育館前）	午後1時30分	
2	中郷公民館	1階ホール前ロビー	午後1時40分	
3	愛発公民館	体育館玄関内	午後1時50分	
4	栗野公民館	1階ロビー（展示コーナー）	午後2時00分	

市確認欄（記載しないでください）

入札参加資格

令和6年度 登録あり

令和7・8年度 申請済

その他 登記簿謄本

納税証明書

又は同意書

様式第2号

入札書

(敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札)

令和7年3月21日

敦賀市長

(住所)

(氏名)

印

下記のとおり敦賀市財務規則並びに入札心得及びその他指示事項を承諾のうえ入札します。

記

物件番号

貸貸借料率

<input type="text"/>	•	<input type="text"/>	%
----------------------	---	----------------------	---

※貸貸借料率は、売上見込額に対する希望貸貸借料（消費税及び地方消費税（10%）を含まない額）の割合（パーセント、小数点第1位まで）を記載すること

※代理人が入札する場合、入札書は代理人が記名押印（代理人の印鑑）すること

委任状

令和7年3月21日

敦賀市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

今般

を代理人と定め、

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札について、下記の権限を委任します。

なお、委任解約をした場合には、連署のうえ届け出ます。

記

- 1 入札書提出の件（次の物件番号について）

1	2	3	4

- 1 開札立会いの件（同上）

- 1 その他上記委任事項に関する一切の件

代理人

㊟

質問書

事業者名：

担当者：

連絡先：

メールアドレス：

質問事項 ※入札要領、仕様書の箇所記載	内 容
(例) 入札要領〇ページ △△	□□□と解してよろしいか。

※質問の内容は、入札要領等の箇所を質問事項に明記したうえ、簡潔かつ具体的に記載してください。

※質問がある場合は、質問事項を記入して、下記のメールアドレスに送信すること。

【提出先】 k e i y a k u @ t o n 2 1 . n e . j p (すべて半角文字)

様式第5号

敦賀市税納付状況調査同意書

令和7年3月 日

敦賀市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札申込に当たり、当社（支店・営業所等を含む）の敦賀市税納付状況について調査することに同意します。

敦賀市税の課税状況について（課税の有無を自己申告します。）

課税あり

課税なし

様式第1号

参加申込書（記載例）

申込書提出日（郵送日）

令和7年3月21日

敦賀市長

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

本店所在地 商号又は名称
代表者職氏名 代表者印
（委任先の登録がある場合は、委任先の
所在地・商号又は名称、委任者の職氏名

印

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札に参加したいので、入札要領及び仕様書等を遵守のうえ入札参加を申し込みます。

申込物件は、以下のとおりです。

申込物件（入札を希望するすべての物件の「申込」欄に○を記載してください。）

物件番号	設置施設	設置場所	開札時間	申込
1	東郷公民館	1階玄関ホール（体育館）	〇分	○
2	中郷公民館	1階ホール前ロビー	〇分	○
3	愛発公民館	体育館玄関内	〇分	
4	栗野公民館	1階ロビー（展示コーナー）	〇分	○

入札に参加を希望するすべての物件の申込欄に「○」を付けてください。

市確認欄（記載しないでください）

入札参加資格		
令和6年度	登録あり	<input type="checkbox"/>
令和7・8年度	申請済	<input type="checkbox"/>
その他	登記簿謄本	<input type="checkbox"/>
	納税証明書	<input type="checkbox"/>
	又は同意書	

様式第2号

入札書（記載例・代理人なしの場合）
（敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札）

入札日

令和7年3月21日

敦賀市長

（住所）

（氏名）

本店所在地 商号又は名称
代表者の職・氏名
入札参加資格に登録している使用印鑑

印

下記のとおり敦賀市財務規則並びに入札心得及びその他指示事項を承諾のうえ入札します。

記

物件番号

1

この場合、年間売上が100万円（税込）
であれば年間賃貸借料は
【屋内】100万×15%＋消費税額
＝16万5千円
となります。

賃貸借料率

1

5

.

0

%

※賃貸借料率は、売上見込額に対する希望賃貸借料（消費税及び地方消費税（10%）
を含まない額）の割合（パーセント、小数点第1位まで）を記載すること

※代理人が入札する場合、入札書は代理人が記名押印（代理人の印鑑）すること

様式第2号

入札書（記載例・代理人ありの場合）
（敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札）

入札日

令和7年3月21日

敦賀市長

委任状の委任元の法人所在地 商号又は名称
代理人の氏名 代理人個人の印

（住所）福井県〇〇市〇〇1-1
〇〇株式会社 △△支店
（氏名）△ △ △ △

印

下記のとおり敦賀市財務規則並びに入札心得及びその他指示事項を承諾のうえ入札します。

記

物件番号

1

この場合、年間売上が100万（税込）
であれば年間賃貸借料は
【屋内】100万×8%+消費税額
=8万8千円
となります。

賃貸借料率

8. 0%

10.0%未満の場合は、
右詰めで記入してください。

※賃貸借料率は、売上見込額に対する希望賃貸借料（消費税及び地方消費税（10%）
を含まない額）の割合（パーセント、小数点第1位まで）を記載すること

※代理人が入札する場合、入札書は代理人が記名押印（代理人の印鑑）すること

様式第3号

複数の物件の入札に参加する場合でも1枚でよいものとする。
ただし、入札する物件により代理人が異なる場合は、代理人ごとに作成が必要です。

委任状作成日
受付開始前でも可

委任状（記載例）

敦賀市長

本店所在地 商号又は名称
代表者職 氏名 代表者印
委任先のある場合は、委任先のもの

令和7年3月18日

所在地 福井県〇〇市〇〇1-1
商号又は名称 〇〇株式会社 △△支店
代表者職氏名 支店長 □□ □□ ⑧

入札当日に来られる方の氏名（代理人）

今般

を代理人と定め、

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札について、下記の権限を委任します。

なお、委任解約をした場合には、連署のうえ届け出ます。

記

代理人が参加する入札の物件番号に○を付けてください。

- 1 入札書提出の件（次の物件番号について）

1	2	3	4
○	○		○

- 1 開札立会いの件（同上）

- 1 その他上記委任事項に関する一切の件

代理人の氏名・印

代理人 △ △ △ △ ⑧

様式第5号

敦賀市税納付状況調査同意書（記載例）

同意書作成日
受付開始前でも可

敦賀市長 あて

本店所在地 商号又は名称
代表者職氏名 代表者印
(委任先の登録がある場合でも、会社の
代表者名で記入押印してください。)

令和7年3月14日

所在地 福井県〇〇市〇〇1-1

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者職氏名 代表取締役 □□ □□ ⑩

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札申込に当たり、当社（支店・営業所等を含む）の敦賀市税納付状況について調査することに同意します。

敦賀市税の課税状況について（課税の有無を自己申告します。）

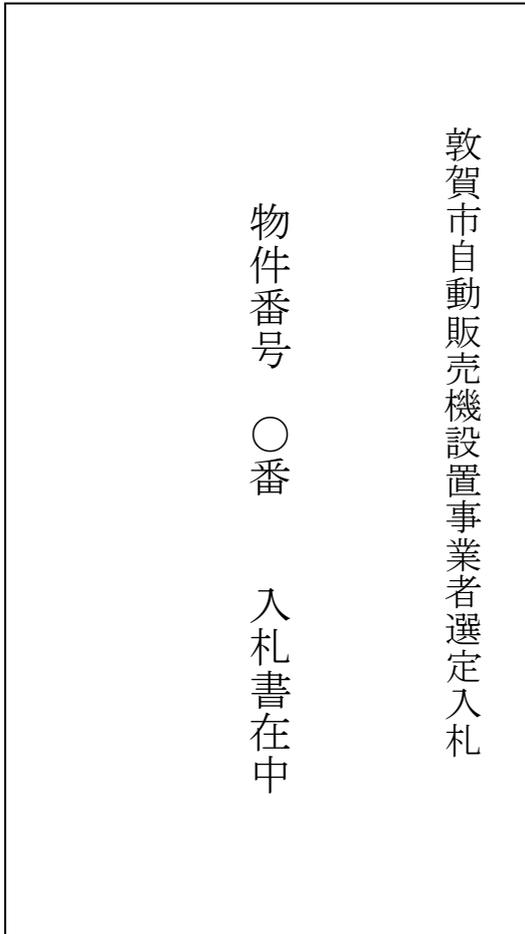
課税あり

課税なし

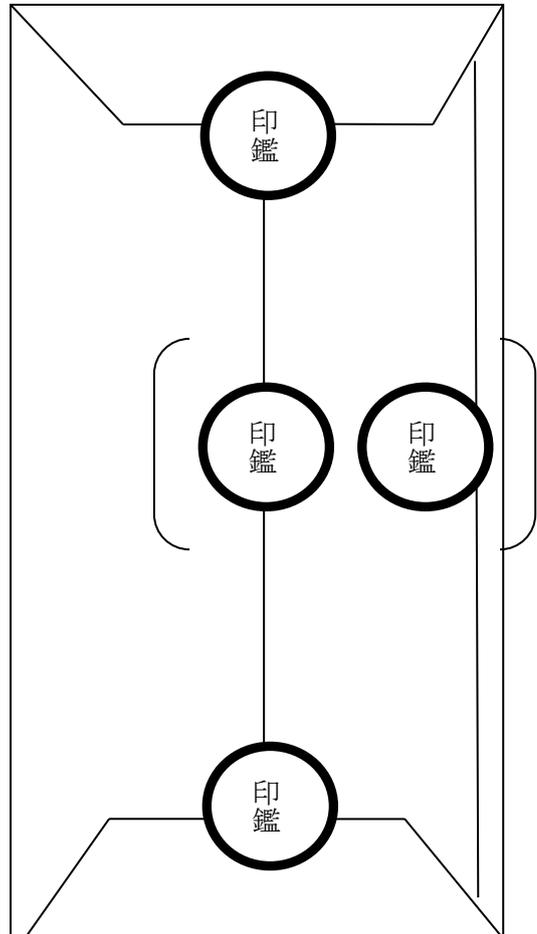
敦賀市税の課税状況について
自己申告をしてください。

入札書の封筒記載例

封筒（表）



封筒（裏）



☆注意事項☆

- ・ 縦書き、横書きは問いません。
- ・ 封筒の表面に物件番号を必ず記載してください。
- ・ 表面の物件番号と同じ入札書であるか確認してから入れてください。
- ・ 入札書を入れた後で封筒の張り合わせ部分に3か所押印してください。
- ・ 封筒の裏面の貼付部分が左右に寄っている封筒を使用する場合も、中央の印鑑は、割印となるよう端に押印してください。（右図のとおり）
- ・ 委任状は封筒の中に入れてください。

代理人が入札する場合

- ・ 入札書は、代理人が記名押印（代理人の印鑑）してください。
- ・ 封筒の裏面も、代理人の印鑑を押印してください。

市有財産賃貸借契約書（案）

敦賀市（以下「貸付人」という。）と【落札した者の氏名】（以下「借受人」という。）とは、次の条項により市有財産賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 貸付人は、借受人に対し、その所有する次に掲げる市有財産の一部（以下「賃貸借物件」という。）を貸し付け、借受人はこれを借り受けるものとする。

- (1) 貸付施設 【設置施設】
- (2) 貸付場所 【設置場所】
- (3) 貸付面積 【賃貸借面積】 m²

（用途の指定）

第3条 借受人は、賃貸借物件を自動販売機設置の用に供しなければならない。

- 2 借受人は、自動販売機設置に当たり仕様書の内容を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 本契約の契約期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（賃貸借物件の保全義務等）

第5条 借受人は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意義務を持って管理し、及び使用するものとする。

- 2 借受人は、賃貸借物件内において、危険物等の取扱いや他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 3 賃貸借物件に係る金銭の遺失、盗難その他事故等については、借受人において、一切を解決しなければならない。

（賃貸借料の徴収）

第6条 賃貸借料は、売上金額に賃貸借料率【〇.〇パーセント（入

- 【**札書に記載した率**】を乗じて得た額（1円未満切り捨て）に、消費税及び地方消費税額を加算した額（1円未満切り捨て）とする。
- 2 前項に定める賃貸借料について、借受人は貸付人が四半期毎に発行する納入通知書により指定する期日までに納入しなければならない。
 - 3 借受人は、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税額等に変動が生じたときは、賃貸借料に相当額を加減して納入するものとする。
 - 4 借受人は、賃貸借物件の使用につき必要とする加算金として、毎月使用した電気料を貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。
 - 5 電気料算出のため、借受人は、電力使用実績が明らかに把握できる計量機器等を設置するものとする。

（売上報告書の提出）

- 第7条 借受人は、自動販売機の売上状況を四半期毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月15日までに貸付人に報告するものとする。
- 2 貸付人は、前項に定める報告に基づき、前条第2項に定める納入通知書を発行するものとする。

（費用負担）

- 第8条 自動販売機及び電力使用実績計量機器等の設置、維持、補修、撤去その他の行為に要する一切の費用は、直接、間接経費を問わず全て借受人の負担とする。

（設置に当たっての遵守事項）

- 第9条 借受人は、自動販売機の設置に当たって商品の補充、賞味期限の確認、金銭の管理等を適切に行うとともに、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 販売品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収箱を必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収を行ったうえ、周辺の清掃を行うこと。
 - (2) 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
 - (3) 関係の法令及び条例等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続等を行うこと。
 - (4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえ

で安全に設置するとともに、設置後においても定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (5) 自動販売機の設置に伴う事故については、貸付人の責めに帰する場合を除き、借受人がその費用と責任において解決すること。
- (6) 故障等の問合せに対応するため、自動販売機本体に借受人の連絡先を明記すること。
- (7) 自動販売機に係る盗難等により商品及び設置機器が汚損し、又は損傷したときは、借受人がその費用と責任において対応すること。

(第三者への損害の賠償義務)

第10条 借受人は、賃貸借物件を指定用途に使用したことにより第三者に損害を与えたときは、貸付人の責めに帰すべき理由によるものを除き、その賠償の責めを負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 借受人は、本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。

(貸付人の解除権)

第12条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により借受人に催告したうえ、本契約を解除できる。

- (1) 法令又は本契約に違反したとき。
- (2) 本契約の内容の履行に関し、借受人又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (3) 借受人又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (4) 借受人が更正手続開始、再生手続開始若しくは破産手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (5) 第13条の規定によらないで、借受人が本契約の解除を申し出たときで、貸付人が契約の解除が相当であると認めるとき。

- 2 貸付人は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、借受人との協議により本契約を解除することができる。
- 3 本条の規定により本契約が解除された場合において、借受人の責に帰すべき事由がある場合は、貸付人は納付済賃貸借料を違約金とし、借受人に返還しない。
- 4 前項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(借受人の解除権)

第13条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により貸付人に催告したうえ、本契約を解除できる。

- (1) 貸付人が本契約に違反したとき。
- (2) 本契約の履行に関し、貸付人に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去)

第14条 借受人は、本契約が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく自動販売機の撤去を行わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 借受人は、本契約期間の満了又は契約解除等により、賃貸借物件に投じた改良のための有益費その他の費用があっても、その費用の償還を貸付人に請求することができないものとする。

(原状回復)

第16条 借受人は、本契約期間の満了又は契約解除等により自動販売機を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。

(損害賠償)

第17条 借受人は、本契約の履行に関して、借受人の責に帰すべき事由により貸付人に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

2 前項に規定する損害賠償の額は、貸付人及び借受人が協議して定めるものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、借受人の負担とする。

(疑義の解釈等)

第19条 本契約の定めに疑義が生じたとき、また本契約に定めのない事項については、貸付人及び借受人が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月〇〇日

貸付人 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市
敦賀市長

借受人 【落札した者の住所・氏名 等】